

北海道大学大学院工学研究院工学系技術センター内規に関する申合せ

(平成 22 年 4 月 9 日工学系技術センター長裁定)

北海道大学大学院工学研究院工学系技術センター内規の実施にあたり，次の事項を申合せとして運用する。

第 3 条関係

- 1 技術部に第一技術室，第二技術室及び第三技術室を置く。
- 2 第一技術室に機器支援班及び安全衛生班を置く。
- 3 第二技術室に工作支援班及び工学研究支援班を置く。
- 4 第三技術室に情報管理支援班及び情報技術支援班を置く。
- 5 各技術班の所管業務は，次に掲げるとおりとする。
 - (1) 機器支援班 機器分析分野における技術業務，技術開発，学生の実験実習等の指導・サポート及びこれらに関連する支援業務
 - (2) 安全衛生班 安全衛生分野における技術業務，技術開発，学生の実験実習等の指導・サポート及びこれらに関連する支援業務
 - (3) 工作支援班 実験装置，試験片等の加工，製作等における技術業務，技術開発，学生の実験実習等の指導・サポート及びこれらに関連する支援業務
 - (4) 工学研究支援班 工学系技術分野における技術業務，技術開発，学生の実験実習等の指導・サポート及びこれらに関連する支援業務
 - (5) 情報管理支援班 情報管理分野における広報・情報管理業務，技術開発，学生の実験実習等の指導・サポート及びこれらに関連する支援業務
 - (6) 情報技術支援班 情報技術分野における技術業務，技術開発，学生の実験実習等の指導・サポート及びこれらに関連する支援業務
- 6 技術部の室及び班の構成・名称を変更する場合は，管理運営委員会に諮ることとする。

附 記

この申合せは，平成 22 年 4 月 9 日から実施し，平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 記

この申合せは，平成 23 年 10 月 1 日から実施する。

附 記

この申合せは，平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 記

この申合せは，平成 28 年 5 月 17 日から実施し，平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 記

この申合せは，平成 31 年 4 月 1 日から実施する。